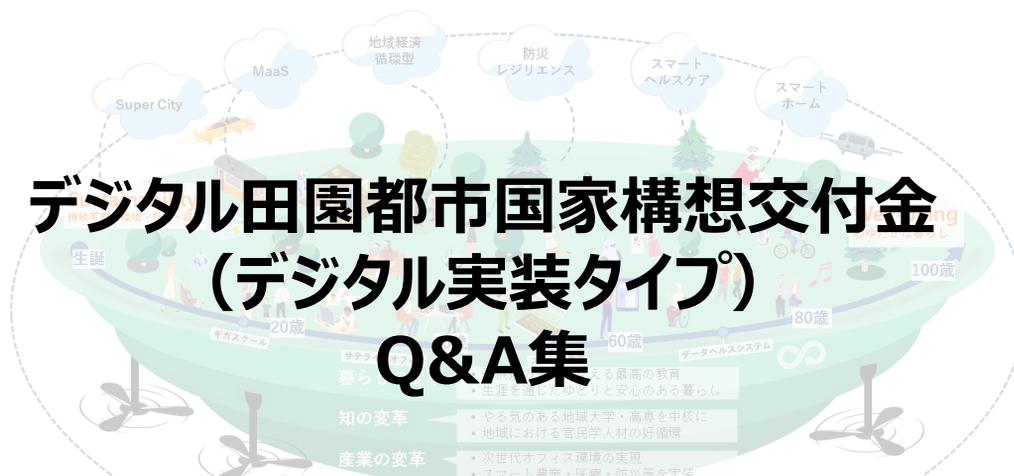
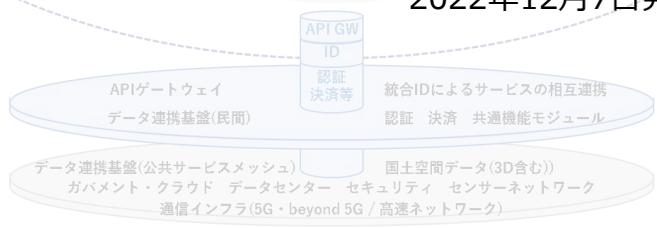


# デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ) Q&A集



- 知の変革
- 生涯を通じて学びと安心のある暮らし
  - やる気のある地域大学・高専を中核に
  - 地域における官民学人材の好循環
- 産業の変革
- 次世代オフィス環境の実現
  - スマート農業・医療・防災等を実装

2022年12月7日発行 第2版



内閣府 地方創生推進室  
内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

# デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ） Q&A集

## ● 目次

|                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| 1. デジタル実装タイプ 全般                       | P.3  |
| 2. 優良モデル導入支援型【TYPE1】                  | P.20 |
| 3. データ連携基盤活用型/マイナンバーカード高度利用型【TYPE2/3】 | P.23 |
| 4. マイナンバーカード利用横展開事例創出型                | P.25 |
| 5. その他                                | P.26 |

## ● 更新履歴

- 2022年11月17日 第1版発行
- 2022年12月7日 第2版発行

## ● 凡例

- 従来のデジタル田園都市国家構想推進交付金（令和3年度補正予算措置分）については以下、「デジ田推進交付金（R3補正）」と表記する。

### 本資料に関する留意事項

- 本Q&A集に記載している内容は、説明会での質疑応答時に寄せられたものに加え、直近での地方公共団体からの問合せ内容等を踏まえ作成したものです。
- 今後も、問合せ等の内容も踏まえ、Q&Aの回答を更新・追加していきます。

## 1. デジタル実装タイプ 全般 -制度趣旨-

**Q1** 「デジタルを活用」とは、具体的にどのようなものを利用することを想定しているのか。

**A** 人工知能関連技術、IoT活用関連技術、クラウド関連技術その他の先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いることで、電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適切かつ効果的に活用することを想定している。

**Q2** デジタルの実装について、「実装」の定義如何。

**A** 調査や実証実験の段階にとどまらず、地域の課題解決、地域の魅力向上のため、住民等に対する実際の継続的なサービス提供を行うこと。

**Q3** 実施計画提出時点で、R5年度の実装結果・成果に応じて、R6年度以降の事業実施の有無を判断する事業の場合、交付対象事業となるのか。

**A** 交付対象となるデジタルサービスの実装に関して、住民等に対する実際の継続的なサービス提供を前提としており、R6年度以降の継続を前提としない事業は交付対象に該当しない。

**Q4** 「既に確立されている優良なモデル・サービス」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

**A** 他の地域等において、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を目的とし、地方公共団体等が関与して、既に導入されているモデルやサービスを想定している。なお、民間企業が提供しているサービスでも、地域に実装済みで一定の効果が出ているものであれば対象となり得る。

**Q5** 「事業を実効的・継続的に推進するための体制」は申請時点で確立されている必要があるか。事業着手時点で確立できていれば支障ないか。

**A** 申請時点において体制が確立されていることが望ましいが、少なくとも事業着手時点では確立されていることを、そこに至るプロセスを含め、実施計画において具体的に示されていることが必要である。

**Q6** 申請事業は、地方版総合戦略や地域再生計画に記載されている必要があるのか。

**A** 地方創生推進タイプ等と異なり、地方版総合戦略や地域再生計画へ記載されていることを申請要件とはしていない。

## 1. デジタル実装タイプ 全般 -制度趣旨-

**Q7** 1団体あたりの「申請総額の上限額」や、1申請あたりの「下限金額」はあるか。

**A** 1団体あたりの「申請総額の上限額」や、1申請あたりの「下限金額」に関しては個別に定めていない（上限額は各TYPEの事業毎の設定のみ）。

**Q8** 「申請上限数」とは、全てのメニュー（TYPE1、2、3、マイナンバーカード利用横展開事例創出型）を合わせた数なのか。また、デジ田推進交付金（R3補正）の採択数によって、今年度募集分の申請上限数に与える影響はあるか。

**A** 「申請上限数」とは、全てのメニュー（TYPE1、TYPE2、TYPE3及びマイナンバーカード利用横展開事例創出型）を合算した数である。（ただし、TYPE2とTYPE3はいずれかのみ申請可能であり、同時に申請することはできない）。なお、地域間連携事業については団体毎の申請上限数の枠外とし、事業数の上限は設けないものとする。  
デジ田推進交付金（R3補正）の採択数によって、今年度募集分の申請上限数に与える影響はない。ただし、デジタル実装の取組を増やす観点から、デジ田推進交付金（R3補正）において未採択及び採択数が少ない団体について、一定の措置を講ずる。

**Q9** デジ田推進交付金（R3補正）にてTYPE2/3として採択された団体が、次年度（R5）交付（予定）のTYPE1/マイナンバーカード利用横展開事例創出型に申請することは可能か。

**A** 当該団体によるTYPE1/マイナンバーカード利用横展開事例創出型の申請は、原則として、申請事業が構築済みのデータ連携基盤を活用して行われるものである場合に限り、申請することが可能（当該データ連携基盤を活用しない場合は、その理由について合理的な説明を行うこと。）。

**Q10** デジ田推進交付金（R3補正）にてTYPE2/3として採択された団体が、構築済みのデータ連携基盤を活用した新たなサービスを実装する事業についてTYPE1に申請する場合、当該サービスについては、「他の地方公共団体等でデータ連携基盤を活用したサービスとして確立していること」が要件となるのか。

**A** サービスとして他の地方公共団体等で確立している必要があるが、他の地方公共団体等において「データ連携基盤を活用したサービスであること」までが確立していることを求めるものではない。

**Q11** 既に地域に実装されているA社が開発したサービスと同様のサービスを、B社が一から開発する場合、対象となるか。

**A** 本交付金は既存の優良モデル等を活用して迅速に実装する取組を支援するものであり、類似のサービスであっても、一から開発するものは交付対象としては認められない。  
ただし、導入先の実情に即して既存のサービスを一部カスタマイズすることは、合理的な範囲であれば対象経費として認められ得る。  
一方、開発に長期間を要するものや事業費の多くを当該開発費が太宗を占める場合は、サービスの実装に必要な範囲を超えるものであり、対象経費としては認められない。

## 1. デジタル実装タイプ 全般 -対象事業-

**Q1** デジ田推進交付金（R3補正）におけるデジタル実装タイプの採択事業について、機能追加は対象として認められるか。また、既存事業（デジタル実装タイプの利用にかかわらず、当該団体で既に実装しているサービス）の機能追加は対象となるか。

**A** デジ田推進交付金（R3補正）におけるデジタル実装タイプの採択事業又は既存事業（デジタル実装タイプの利用にかかわらず、当該団体で既に実装しているサービス）の機能追加については、いずれも新規サービスと同等の拡充があることを条件に認められる。また、当該機能追加により地域・住民に裨益する効果を従前のKPIに上乘せして示すことが求められる。

**Q2** 当年度（R4）に地方公共団体で既に予算計上している事業は、次年度（R5）交付（予定）の本交付金支援対象となるか。

**A** 当年度予算を次年度に繰り越す等して、当該事業を交付決定後に着手する場合は対象となり得る。ただし、交付決定日以前の着手は認められないため、既に当該事業に関して契約締結済の場合は対象外となる。

**Q3** 地域のデジタル化推進として、デジタル関連のニーズ調査や計画策定支援等を検討している。当該事業は本交付金の支援対象となるか。

**A** 本交付金は既存の優良モデル等を活用したサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、具体的なサービスの提供に至らない調査事業や計画策定支援等は交付対象事業に該当しない。なお、例えば県が管内市町村におけるデジタル実装の計画策定を支援する委託事業等については、地方創生推進タイプの対象となる場合があるため、必要であればご活用いただきたい。

**Q4** 地域の産業振興として、研究開発（例：大型ドローンや宇宙空港関連事業等）を検討している。当該事業は本交付金の支援対象となるか。

**A** 本交付金は既存の優良モデル等を活用したサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、具体的なサービスの実装を伴わない研究開発事業は交付対象事業に該当しない。なお、本交付金は単年度に限って支援するものであり、中長期に渡る研究開発はその意味でも対象にならない。

## 1. デジタル実装タイプ 全般 -申請手続-

**Q1** 交付申請者が地方公共団体ではなく、市が参画するコンソーシアムでも可能か。

**A** コンソーシアムの申請は不可となる。交付申請者は地方公共団体（都道府県、市区町村又は一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法第4条第1項の規定による港務局を含む。）となる。

**Q2** 申請書の実施体制において、申請時にサービス提供事業者は未定であってもよいのか。

**A** 申請時におけるサービス提供事業者は未定（予定）でも申請可能。交付決定後、地方公共団体のルールに則って適切に事業者を選定すること。

**Q3** 採択結果の合否理由は、開示されるのか。

**A** 不採択の場合は理由を付して通知することを想定。

**Q4** 申請に当たって、必要経費算定に用いた見積書の提出は必要か。

**A** 原則として見積書の提出は求めないが、実施計画に記載する経費は見積書等にて裏付けされた金額を記載すること。

**Q5** KPIについて1事業に対して1つ設定すればいいのか。例えば、今回募集時のデジタル実装タイプの実施計画様式にはKPI（アウトプット3つ、アウトカム3つ、合計6つ）の枠が用意されているが、6つ全部指標を立てる必要があるか。

**A** KPIは、1事業に対して、アウトプット指標、アウトカム指標それぞれ1項目以上設定する必要がある。なお、KPIは事業の成果を評価する指標であり、複数項目設定されることがより望ましい。

**Q6** 地域間連携事業で申請する場合、国が交付金を支給する地方公共団体は、主申請者となるのか。それとも、共同で申請する地方公共団体それぞれに交付金が支給されるのか。

**A** 地域間連携事業として、複数の地方公共団体が交付金を申請する場合は、それぞれの地方公共団体へ交付金を交付する。

## 1. デジタル実装タイプ 全般 -申請手続-

**Q8** R5年度について、二次募集の予定はあるか。

**A** 一次募集の結果を踏まえて、予算枠に余裕がある場合には二次募集等を検討する可能性はある。

**Q9** 一部事務組合も申請可能とのことだが、申請上限数はどうなるのか。

**A** 一部事務組合について、主に都道府県が主体となるものは9事業、主に市区町村が主体となるものは5事業を申請上限数とする。なお、都道府県・市区町村の申請上限数とは別枠。

**Q10** 本交付金を利用できる県、市区町村の組織について、どの範囲までが対象となるか。例えば、知事部局、議会事務局、教育委員会等各種委員会、公営企業、県警は対象となるか。

**A** 本交付金の交付対象として制度として定める範囲は地方公共団体（県、市区町村）であり、団体内での組織毎の範囲制限は特段設けていない。

**Q11** 「コンソーシアムを形成する等」とあるが、コンソーシアムの形成は必須か。

**A** 事業を実施する上で必要な体制が確立されていれば、コンソーシアム形成は必須ではない。ただし、事業を実施する上で必要な関係者とその役割分担等を具体的に記載していただきたい。

**Q12** 複数事業の全体計画推進、進捗管理及び、各事業者への発注などを、コンソーシアム（協議会や一般社団法人等）へ包括的に業務委託することは可能か。必要となる事業者への発注はコンソーシアムから実施することを想定している。

**A** 交付対象事業の実施責任主体は地方公共団体であり、コンソーシアムに業務委託した場合であっても、複数の事業全てについて、地方公共団体は事業の実施に責任を負うのであれば、そのような業務委託は可能。

## 1. デジタル実装タイプ 全般 -経費-

**Q1** 次年度以降のランニングコストについて交付金を充てることは可能か。

**A** 本交付金は、住民等に対する継続的なサービス提供を前提としており、その事業の立上げに掛かる費用を単年度に限って支援するものであり、申請時に翌年度以降の収支を含む実装後2年間に渡る運営計画で記載いただいている通り、実装後のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提。  
他方、事業の立上げに掛かる費用として単年度に支出するものであれば、例えば、複数年契約に基づくPCレンタル料やクラウドサービス利用料を複数年度分一括して初年度に費用計上することが地方公共団体の会計ルール上適切に対応できる場合には、交付対象事業の実施計画期間としている3か年（実装計画期間1年、運営計画期間2年）を上限として対象経費に含めることが可能。

**Q2** 地方公共団体側の予算措置に関して、申請時に議会の承認を取っている必要はあるのか、それとも予算要求中でも申請可能なのか。

**A** 申請時には、地方公共団体の予算措置について議会の承認を得ている必要はない。（地方公共団体がいつ予算計上するかについては、当方から何ら制約を課すものではなく、各地方公共団体のご判断で適宜ご対応いただきたい。）

**Q3** コロナ臨時交付金（国庫補助事業の地方負担分）は、デジタル実装タイプの地方公共団体の負担分に充当可能か。

**A** デジ田推進交付金（R3補正）の地方負担分については、コロナ臨時交付金（国庫補助事業の地方負担分）を充てることが可能であったが、R4年度第2次補正予算を財源とするデジタル実装タイプの地方負担分については、地方交付税の増額交付等の中での対応となる。

**Q4** 国による他の補助金等を受けている事業に、デジタル実装タイプを充当することはできるのか。

**A** 国による他の補助金等の交付を受けている、又は受けることが確定している事業には、デジタル実装タイプを充当することはできない。なお、国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金等の利用を優先すること。

**Q5** デジ田推進交付金（R3補正）でTYPE1として採択された事業について、データ連携基盤の活用を検討している。当該データ連携基盤の構築に係る費用に、新たにTYPE1、もしくは地方創生推進タイプを充てることは可能か。

**A** TYPE1、地方創生推進タイプのいずれも、それぞれの要件を満たす場合、その事業の遂行に必要な範囲であればデータ連携基盤の構築に係る費用に充てることも認められ得る。  
ただし、TYPE1はデジタルを活用したサービスを地域や暮らしに実装する事業が対象であり、新たなサービスを伴わず、データ連携基盤の構築のみを目的とする場合は対象外となる。また、データ連携基盤の構築が事業の遂行に真に必要なものであることが求められ、過大な経費であれば対象外となる。

## 1. デジタル実装タイプ 全般 -経費-

**Q6** 市区町村の負担分に、県の財源による補助金を充当することは可能か。

**A** 県の財源による補助事業については、国から特段の制限はなく、充当可能である。

**Q7** 地方負担分に企業版ふるさと納税を活用することは可能か。

**A** 企業版ふるさと納税の活用は可能である。

**Q8** 高齢者等が住民サービス等をオンラインで行う際の操作を補助するため、支援員と独自のコールセンターの運営を検討しているが、これらの人件費、委託費は対象となるか。

**A** オンラインによる住民サービスの遂行に必要な範囲において、利用者の操作を補助するための支援員の人件費やコールセンター運営の委託費も対象経費として認められる。

**Q9** デジタル推進に関わる各種事業を進めるにあたり、個人への補助金（例：インターネット利用料の補助やPC等のハード整備の補助）交付金の対象になるか。

**A** 特定の個人等に対する給付経費に類するものに該当し、本交付金の対象外経費となる。

**Q10** 地域の中小企業の生産性向上のため、各事業者が内部の生産、管理業務等のデジタル化を行うための費用の補助を検討しているが、対象となるか。

**A** 地域の中小企業の生産性向上という課題解決のため、既存の優良モデル等を活用して、地域の中小企業の生産・管理業務等のデジタル化を行う事業であれば、交付対象事業に該当すると考えられ、その場合、当該事業の遂行にあたり、地域においてデジタルの実装に取り組む中小企業に対して地方公共団体が補助する間接補助スキームによることも可能である。

**Q11** 事業年度内にサービス開始できなかった場合に、交付金を返還する必要が生じるのか。

**A** 事業年度内にサービス開始できなかったことを理由に、交付金を用いて既に行った事業分の資金を返還していただくことは想定していない。ただし、事業年度内にサービス開始時期できなかったことについての合理的理由が示されるとともに、具体的なサービス開始に向けたスケジュールを明記した実施計画について報告を求める場合がある。

**Q12** 交付対象事業終了後2か年経過後にKPI未達となった場合、交付金を返還する必要が生じるのか。

**A** KPIの達成度が低いことを理由に、交付金を用いて既に行った事業分の資金を返還していただくことは想定していない。ただし、KPI達成度が未達となった場合、追加の取組計画の策定及び進捗状況の報告を求める場合がある。

## 1. デジタル実装タイプ 全般 -経費-

- Q13** 「地方公共団体の職員の人件費」は対象外とあるが、事業実施のために専任の会計年度任用職員を任用する場合、この人件費及び旅費は対象として認められるか。
- A** 事業実施のために専任の会計年度任用職員を任用している場合、この人件費及び旅費は交付対象とすることができる。
- Q14** 本交付金を地方公共団体から民間事業者への補助事業に活用することはできるか。
- A** 当該事業の実施にあたり、民間事業者（企業・団体）に対して地方公共団体が本交付金を活用して補助を行う実施形態も認められる。なお、地方公共団体が自ら事業を実施する場合や民間事業者等に事業を委託する場合と異なり、補助事業による場合には、（全額補助を除き）民間事業者自身の負担が求められるところ、実装計画において、当該部分の経費負担の見通しを明確に示すことが求められる。

## 1. デジタル実装タイプ 全般 -マイナンバーカード関連-

**Q1** TYPE2/3においてマイナンバーカードの交付率を申請要件とする意図は何か。

**A** マイナンバーカードは、安全安心なデジタル社会の基盤であり、その普及が進んだ自治体においては、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取組をより一層強力に展開できると考えられることから、マイナンバーカードの普及促進は、デジタル田園都市国家構想の実現に向けても重要。このため、全国的なモデルケースとなるようなデジタルを活用した先進的な取組を支援するTYPE2/3については、「現状交付率全国平均以上かつ全住民への交付を目標として掲げていること」を申請条件とする。

**Q2** マイナンバーカードの交付率が全国平均を下回る地方公共団体はデジタル実装タイプの申請はできないのか。

**A** マイナンバーカードの交付率を申請要件とするのは、あくまで、デジタル実装タイプのうち、全国的なモデルケースとなるようなデジタルを活用した先進的な取組を対象とするTYPE2/3である。マイナンバーカードの交付率が全国平均を下回る地方公共団体においても、他の地域で既に確立されている優良モデル等を活用したデジタル実装の取組を対象とするTYPE1への申請は可能であり、TYPE1の活用を検討いただきたい（ただし、TYPE1においてはマイナンバーカードの交付率を加点要素としている。）。

**Q3** デジタルを活用したサービスは必ずしもマイナンバーカードが必要なものばかりだけではない。マイナンバーカードの利用を申請要件や加点要素とすることで、住民の利便性という最大の目的とずれたサービスに誘導されるのではないか。

**A** 民間事業者も活用可能なマイナンバーカードのオンライン本人確認機能を駆使することで、行政サービスはもとより、交通、観光など地域の様々なサービスの活性化が可能。マイナンバーカードは、本人確認機能などを通じて、生活サービス全般を支える神経そのものであり、マイナンバーカードの機能を最大限引き出すことで、様々なサービスが効果的に提供可能であり、住民の利便性向上にもつながると考えている。国としても、引き続き、マイナンバーカードの利用シーンの拡大に取り組んでいく。

**Q4** マイナンバーカード交付率については、どのように評価するのか。

第2版更新

**A** ターゲット・基準とする全国平均交付率は、2022年11月末時点の全国平均交付率（53.9%）とする。また、各団体の評価対象は、計画申請直前の月末時点の申請率とする。

**Q5** 評価対象とする各団体の「申請率」は、どのように計算するのか。

第2版更新

**A** 「申請率」については、「令和4年1月1日時点の各団体の人口」と「マイナンバーカードの申請受付数（申請に不備等があるものを除かれた件数）」をもとに計算する。（総申請受付数（申請に不備等があるものも含まれた件数）とは異なるため、留意すること。）

なお、12月末時点及び1月末時点の「申請件数」・「申請率」については、内閣府から各団体のデジ田担当部局に対しても周知する。

※各団体におけるカード普及促進に当たっての参考情報として、月次で総務省から各団体のマイナンバーカード担当部局に周知されているものと同様のもの

## 1. デジタル実装タイプ 全般 -マイナンバーカード関連-

**Q6** 都道府県、広域連合、一部事務組合による事業や複数市区町村の広域連携事業については、**第2版更新** マイナンバーカード交付率はどのように評価されるのか。

**A** 【TYPE1/2/3について】

- ・都道府県については、都道府県単位での申請率で評価を行う。
- ・広域連合、一部事務組合については、構成団体内で主たる申請団体を選定いただき、当該団体の申請率で評価を行う。
- ・複数市区町村の広域連携事業については、主たる申請団体の申請率で評価を行う。

【マイナンバーカード利用横展開事例創出型】

- ・都道府県については、TYPE1/2/3と同様に、都道府県単位での申請率で評価を行う（都道府県内の一部市町村が申請率7割未満である場合であっても、都道府県単位で申請率7割を上回っていれば申請可能）。
- ・広域連合、一部事務組合、複数市町村の広域連携事業については、構成する全ての地方公共団体の申請率が7割以上であることを求める。
- ・複数市町村の広域連携事業については、構成する全ての地方公共団体の申請率が7割以上であることを求める。

**Q7** TYPE2/3の申請要件である「全住民への交付を目標として掲げていること」については、具体的にどのような対応をすれば当該要件を満たしていると判断されるのか。

**A** 交付金の実施計画において、「全住民への交付を目標」についてコミットいただくこととしており、それをもって申請要件を満たしていると判断。

**Q8** TYPE2/3の申請要件である「全住民への交付を目標として掲げていること」について、全住民への交付の目標年度を定める必要があるか。

**A** 基本的には本交付金の交付対象事業の事業期間内を目標期間とすること。当該目標を設定することに支障がある場合は個別に相談いただきたい。

**Q9** マイナンバーカードの空き領域を活用する場合には、J-LISの「マイナンバーカードアプリケーション搭載システム」の導入が必要だが、当該導入コストは本交付金の対象経費となるのか。

**A** 実装するサービスに紐づく経費であれば、本交付金の対象経費となる。

**Q10** TYPE1/2 については、申請事業の内容がマイナンバーカードを利活用する取組である場合には、一定の加点措置を講じることとし、取組の内容によって点数の大小はあるのか。

**A** TYPE1/2 については、申請事業の内容においてマイナンバーカードを何らかの形で利活用する取組である場合には、点数の傾斜は特に設けず、一律での加点を行う方針。

## 1. デジタル実装タイプ 全般 -マイナンバーカード関連-

---

**Q11** マイナンバーカード高度利用型（TYPE3）、マイナンバーカード利用横展開事例創出型において、申請時点でのマイナンバーカードを利活用したサービスが、新規開発を伴うものであっても問題ないか。

**A** R5年度内に実装可能であることを前提に、新規開発要素があっても問題ない。

## 1. デジタル実装タイプ 全般 -スタートアップの活用-

**Q1** スタートアップの「企業」の定義は何か。スタートアップの法人格に制限・条件はあるのか。

**A** いわゆる「企業」、営利を目的として事業活動を行う組織であって、法人格を有するものが対象となるが、その法人格の種類（株式会社・合同会社など）に特段の制限や条件を付すことは考えていない。  
（NPO法人等の非営利組織や法人格を有さない個人事業主は、加対象である「スタートアップ」企業には該当しないと考えている。なお加対象とならないだけで、これらの組織等が申請事業に係るサービスの提供主体となることは問題ない。）

**Q2** 地場スタートアップの要件における「本社または支社機能」の定義は何か。

**A** 当該地域における継続的な拠点機能を有することを求めるものであり、登記上の本店や支店に限られず、実質的に本社又は支社の機能を果たす事務所又は事業所や、1年以上の長期法人契約を締結しているサテライトオフィスも含まれる。

**Q3** スタートアップの対象外とする要件における、「常時雇用する従業員数」には、学生インターンやアルバイト、業務委託契約のスタッフは含まれるのか。

**A** 期間の定めなく雇用されている者、または過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇い入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者が該当する。従って、一定の期間を定めて雇用されているインターン、アルバイト、業務委託スタッフは含まれない。

**Q4** 本交付金の採択事業を公募する場合、スタートアップを優先的に調達するにはどのようにしたらよいか。

**A** 採択事業に係る調達は、各団体の責任において、それぞれの実情に応じて適切に実施していただくものであり、本交付金に関して特段の制約が課されるものでもないと理解しているが、スタートアップを優先的に調達する手法として、例えば、以下のような取組が行われていると承知しているので、ご参考にしていただきたい。

### ◎トライアル発注制度

新製品の販路開拓を支援するため、随意契約による発注を可能とするための認定等を行う制度

※参考法令：地方自治法施行令第167条の2第1項（抜粋）

（随意契約）

第167条の2

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

・新たな事業分野の開拓を図る者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

### ◎仕様書作成にあたる工夫

・採択事業において調達するサービスとして、（調達することを想定している）スタートアップの提供する特定のサービスを具体的に指定する

・採択事業において調達するサービスが満たすべき要件として、（調達することを想定している）スタートアップの提供する特定のサービスが有する特許や特長的な機能を具体的に指定する

## 1. デジタル実装タイプ 全般 -スタートアップの活用-

---

**Q5** 入札等調達のプロセスで、交付金採択事業をスタートアップが受託しなかった場合はどのようなになるのか。

**A** 申請時に、スタートアップが主たるサービス提供者となること（※一部機能の提供を担う場合も含む）が確実であることを確認できることが必要と考えている。例えば、トライアル発注制度の認定に基づき随意契約を締結することを示す資料や、上記のようなスタートアップの提供するサービスを調達するための工夫を盛り込んだ仕様書案などをエビデンスとして求めることを想定している。

## 1. デジタル実装タイプ 全般 -地域間連携の推進-

**Q1** 未採択団体に対する措置について、地域間連携事業ではどのような考え方か。

第2版更新

**A** 地域間連携においては、主たる申請者である地方公共団体がデジ田推進交付金（R3補正）において未採択である場合は、同様に一定の措置を講ずる。

**Q2** TYPE2/3及びマイナンバーカード利用横展開事例創出型の地域間連携の場合のマイナンバーカード交付率の勘案は、全ての団体の交付率が平均以上でないと申請要件を満たさないのか。

第2版更新

**A** TYPE2/3については、主たる申請団体の申請率で評価を行う（一部の団体の申請率が全国平均交付率未満であっても、主たる申請団体の申請率が全国平均交付率以上であれば申請可能とする。）。マイナンバーカード利用横展開事例創出型については、地域間連携する全ての地方公共団体の申請率が7割以上であることを求める。

## 1. デジタル実装タイプ 全般 - 共通化・標準化の推進 -

### 1. 窓口DXSaaSの活用

**Q1** 窓口DXSaaSの導入を検討しているが、実施計画へはどのように記載をすればよいか

**A** 窓口DXSaaSの仕様の詳細については、令和5年3月頃にかけてデジタル庁において各自治体と共創しながら検討を進めていく予定である。実施計画の作成に必要なSaaS利用における契約・利用料の支払い形態や、軸となる機能（ナビゲーション機能・マイナンバーカードによる表面記載事項の読み取り機能・申請書作成機能・他サービスとAPI連携ができる機能等）の要件の大枠については、実施計画の締切に間に合うよう固めたい。

利用料についてはデジタル庁で調達する各SaaSの各サービス提供者が決定するものと考えているが、それが明らかになるまでは各自治体のシステム等の事情を踏まえて概算を算出していただきたい。そのうえで窓口DXSaaSの導入を前提とした実施計画書を提出いただく場合は、加点対象として審査を行う。

**Q2** 窓口DXSaaS導入での加点を希望するが、どのような場合が対象となるのか

**A** 今回加点対象となるのは、窓口DXSaaSを導入する事業であり、  
①窓口サービスとして新規に窓口DXSaaSを導入する場合、又は、  
②導入済みの「書かない窓口」サービスを窓口DXSaaSに切り替えて導入する場合、  
のいずれも対象となる。②の場合、切り替えに必要な改修費も対象経費として認められる。  
なお、当該加点措置は窓口DXSaaSの導入を前提とするものであり、当該加点措置の適用を受けて交付決定された後、通常の「書かない窓口」サービスに変更することは認められない。

**Q3** 申請検討段階において未確定要素が多いため、自治体において窓口DXSaaSを導入することを意思決定できない場合には、どのように申請すればよいか。

**A** 窓口DXSaaSを導入することを確約できない場合は加点対象とはならない。この場合、加点措置は適用されないが、通常の「書かない窓口」サービスを導入するものとして、実施計画を申請いただくことは可能。この場合、申請時点では導入事業者が必ずしも確定していなくても認められ、交付決定後、具体的な導入事業者を検討の上、通常の「書かない窓口」サービスを導入することも又は窓口DXSaaSを導入することも選択可能である。

### 2. 自治体基盤クラウドシステム（BCL）の活用

**Q1** 自治体基盤クラウドシステム（BCL）の活用において、今回加点対象となるサービスは何か。

**A** 自治体基盤クラウドシステム（BCL）上で提供される、コンビニ交付サービス又はクラウド型被災者支援システムを利用する事業が加点対象となる。

▼ <https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bcl/page/>

## 1. デジタル実装タイプ 全般 - 加点要件全般 -

**Q1** 加点要件に関して、複数の条件を満たす場合の優先順位はあるのか。

**A** それぞれの要件を満たせば適宜加点されるものであり、各加点要件間において優先順位はない。

**Q2** 加点要件と、デジ田推進交付金（R3補正）未採択ではどちらが優先されるか。

**A** デジ田推進交付金（R3補正）における未採択団体から申請された事業が採択基準を満たす場合、各団体につき少なくとも1事業は採択となる。そのうえで、その他の加点要件を勘案のうえ審査を実施。

**Q3** 加点要件に関して、各項目（マイナンバーカード利用等）の点数配分は開示されるのか。

**A** 加点要件を含めた配点表は概要資料に記載している。

第2版更新

**Q4** デジ田推進交付金（R3補正）の採択数が多い（例えば5事業が採択）場合、今年度募集分の採択数が減らされることはあるのか。

第2版更新

**A** デジ田推進交付金（R3補正）の採択数によって、今年度募集分の申請上限数に与える影響はない。ただし、デジタル実装の取組を増やす観点から、デジ田推進交付金（R3補正）において未採択及び採択数が少ない団体について、一定の措置を講ずる。

## 1. デジタル実装タイプ 全般 -その他-

**Q1** 採択事例や、優良事例に関する資料はあるか。

第2版更新

**A** デジ田推進交付金（R3補正）の採択実績は、地方創生ホームページを参照。

▼ [https://stg.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/pdf/denenkouhukin\\_jissou\\_type1\\_jirei.pdf](https://stg.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/pdf/denenkouhukin_jissou_type1_jirei.pdf)

なおデジ田推進交付金（R3補正）TYPE1にて採択した優良事例集に関しては、実施計画作成にあたる参考資料として、別途各地方公共団体へメールで提供する。

**Q2** TYPE1及び地方創生テレワーク型の双方の要件を満たすと考えられる事業はどちらで申請を行うべきか。また、同一事業を双方のメニューに申請可能か。

**A** 双方の要件を満たす事業について、どちらのメニューで申請を行うかは地方公共団体において適宜選択可能である。ただし、同一事業を双方のメニューに申請することはできない。

**Q3** 昨年度、デジ田推進交付金（R3補正）地方創生テレワークタイプ（旧地方創生テレワーク交付金）を活用した施設に対し、プロモーションの実施を検討しているが、本交付金の支援対象となるか。

第2版更新

**A** 既存のサテライトオフィス等のプロモーションを実施するのみの事業は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組とは認められず、交付対象事業に該当しない。

なお、デジ田推進交付金（R3補正）地方創生テレワークタイプ採択事業の最終年度末におけるKPIを達成済みである場合に限り、地方創生テレワーク型の「サテライトオフィス等活用促進事業」（既存施設活用等）により、当該施設を対象としたプロモーション事業の申請が可能である。

**Q4** TYPE1、TYPE2、TYPE3及びマイナンバーカード利用横展開事例創出型を同時に申請することは可能か。

**A** 同一の事業を、TYPE1、TYPE2、TYPE3及びマイナンバーカード利用横展開事例創出型に同時に申請することはできない。

**Q5** 一度、実施計画を提出したら、審査期間中の実施計画の変更は認められないのか。

**A** 提出期限前であれば実施計画の変更は可能であるが、提出期限後から交付決定までの期間については、実施計画の変更が認められない。なお、交付決定後に変更する必要がある場合には、要綱に基づく変更申請により変更が可能である。

## 2. 優良モデル導入支援型【TYPE1】

**Q1** 庁内業務のデジタル化（例：業務効率化を目的としたRPA/BPRの導入）事業を検討している。この費用はTYPE1の支援対象となるか。

**A** 申請しようとする事業が、単に庁内の業務効率化に止まる地方公共団体の職員のみが裨益するものであり、地域の住民や企業にとって利便性が向上するなど地域に事業の成果が及ぶものでない場合には、そもそも交付対象事業に該当しない。他方、行政手続に係る住民の利便性向上を図る事業において、その遂行に必要な範囲において庁内業務のデジタル化もあわせて行うものであれば交付対象事業に該当し、当該費用も対象経費として認められる。

**Q2** 具体的なデジタルサービスの実装を伴わない、デジタル人材育成プログラムの導入を検討している。この費用はTYPE1の支援対象となるか。

**A** 本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決等の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域や暮らしに実装する取組を支援するものであり、デジタルサービスの実装を伴わない、一般的なデジタル人材の育成研修や講習事業は交付対象事業に該当しない。他方、地域のデジタル人材育成のためのアプリやデジタル教材の導入等、デジタルサービスを実装する事業であれば交付対象事業に該当すると考えられる。

**Q3** 「サービスの横展開」について、地方公共団体の事例ではなく、民間企業が実施している優良事例も対象となるのか。

**A** 民間企業が提供しているサービスでも、地域に実装済みで一定の効果が出ているものであれば対象となり得る。

**Q4** 地域のデジタル化推進を目的に、地域の高齢者向けのスマホ教室を検討している。当該事業はTYPE1の支援対象となるか。

**A** スマホの一般的な利用方法を教える教室を開催するのみの場合、デジタルを活用したサービスを実装する取組とは認められず、交付対象事業に該当しない。  
ただし、例えば、行政手続をスマホで可能とするオンライン申請の導入に合わせて住民にその利用方法を教える講習を実施することは、交付対象事業の遂行に必要な要素として認められ得ると考えられる。

**Q5** デジタルデバイド解消に向けて、タブレットやPCなどの情報端末を住民に配布する事業を検討している。端末購入費は、TYPE1の支援対象となるか。

**A** 住民に対する情報端末の購入費補助は、特定の個人等に対する給付経費に類するものに該当し、本交付金の対象外経費となる。  
ただし、交付対象事業を実施するにあたって必要となる情報端末を当該サービスの利用者である住民に配備するための費用であれば、交付対象事業の遂行に必要な費用に該当し、対象経費として認められる。

## 2. 優良モデル導入支援型【TYPE1】

- Q6** アプリを活用した健康ポイント事業を検討中である。利用者が獲得した健康ポイントを商品やサービスと引き換える等を行う際の出資は、TYPE1の支援対象となるか。
- A** 健康ポイント事業の実施に際して、利用者が獲得した健康ポイントを商品やサービスと引き換えるために、これらの商品やサービスの提供者に対して地方公共団体からポイント相当分の対価を補填する場合、当該補填は個別企業に対する赤字補填の給付経費に該当するものであり、対象経費として認められない。
- Q7** デジタル技術を活用したサービスの実装に際して、各種プロモーションや利用促進を目的としたイベントを検討している。当該事業はTYPE1の支援対象となるか。
- A** 交付対象事業を実施するにあたり、当該サービスのプロモーション経費や利用促進に係る広報・PR経費、マーケティング等経費も対象経費に含まれる。
- Q8** オンデマンドバス事業を検討している。バス自体の購入費やバスの運行経費も対象経費となるか。加えて、バスは事業者が購入し、市が購入費用の補助はTYPE1の支援対象となるか。
- A** バスの購入費や運行経費については、単年度に限り、当該事業の遂行に必要な経費として、対象経費に認められる。また、オンデマンドバス事業の実施を委託する民間事業者に対し、事業の遂行に必要なバスの購入費用を補助することも対象として認められる。ただし、利用者の乗車運賃の割引に充てることは、個人に対する給付に類するものに該当し、対象経費として認められない。
- Q9** デジタル推進に関わるサービス実装（例：GIGAスクール構想の推進もしくは観光促進施策等）を進めるにあたり、ネットワーク環境の整備（例：Wi-Fiの環境整備やインターネットの引込みに要する費用）はTYPE1の支援対象となるか。
- A** 地域におけるデジタルサービスの実装に必要な範囲において、ネットワーク環境整備に係る費用も対象経費として認められる。ただし、ネットワーク環境整備に係る費用が事業費の太宗を占める場合、サービスの実装に必要な範囲を超えるものであり、対象経費としては認められない。また、本交付金は単年度に限り支援するものであり、翌年度以降の月額利用料は支援対象にならない。
- Q10** 交付金の採択後にプロポーザルを実施し、市民向けのアプリを開発したい。仕様等は最低限決めるが、具体的には事業者の提案を見てから事業内容を決めることを検討している。当該事業はTYPE1の支援対象となるか。
- A** 事業目的・内容とも具体化されていないため、申請要件に該当せず、対象とならない。

## 2. 優良モデル導入支援型【TYPE1】

- Q11** デジタル地域通貨を活用した商店街の活性化事業を進めるにあたり、当該事業の遂行に必要なキャッシュレス端末を商店街に整備するための費用はTYPE1の対象になるか。
- A** 地域におけるデジタルサービスの実装に必要な範囲において、キャッシュレス端末の整備等に係る費用も対象経費として認められる。ただし、本交付金は、実装を伴う事業の単年度経費を支援するものであり、翌年度以降の月額利用料は支援対象にならない。
- Q12** 令和5年度内に、対象地域の一部で先行的にサービスを開始する場合でも、TYPE1の対象事業となり得るか。
- A** 一定の規模の地域に提供されるものであれば、令和5年度内は対象地域の一部での先行的なサービス開始に止まる場合でも交付対象事業として認められる。ただし、残る地域のサービス開始に向けたスケジュールを実装計画に明記することが必要である。なお、令和6年度以降に発生する経費は対象外となることに留意されたい。
- Q13** 令和5年度から実装に向けた準備を始めるものの、事業のサービス開始時期が令和6年度中となる場合でも、TYPE1の交付対象事業となり得るか。
- A** 交付対象事業については、令和5年度中のサービス開始が原則として求められる。ただし、実装計画において、サービス開始時期が令和6年度中となることについての合理的理由が示されるとともに、具体的なサービス開始に向けたスケジュールが明記される場合には、例外的に認められ得る。
- Q14** 当地方公共団体の一部エリアにおいて実証実験を行ったデジタルサービスについて、当該エリアに実装するとともに、他のエリアにも面的に展開したいがTYPE1の対象事業となり得るか。
- A** 一部エリアにおいて実証実験を行ったデジタルサービスが、地域の課題解決や魅力向上の実現に資するものであり、他のエリアにも迅速に横展開可能な段階に至っているものであれば対象となる。
- Q15** デジ田推進交付金（R3補正）にてTYPE2/3として採択された団体が、次年度（R5）交付（予定）のTYPE1に申請することは可能か【再掲】
- A** 当該団体によるTYPE1の申請は、原則として、申請事業が構築済みのデータ連携基盤を活用して行われるものである場合に限り、申請することは可能（当該データ連携基盤を活用しない場合は、その理由について合理的な説明を行うこと。）。
- Q16** 複数のデジタルサービスの事業を、まとめて1つの事業として申請することは認められるか。
- A** 異なるモデルに基づく複数のサービスを1つの交付対象事業としてまとめて実施することの合理性が説明できる場合に限り認められる。サービスの分野が異なる等、1つの交付対象事業としてまとめる合理性が認められない場合、要素事業ごとに分けて申請いただくことが必要。

### 3.データ連携基盤活用型/マイナンバーカード高度利用型【TYPE2/3】

**Q1** TYPE2/3については、引き続きデータ連携基盤とWell-Being指標の活用が要件となるのか。

**A** 引き続き、オープンなデータ連携基盤の活用と、Well-Beingに係る指標の測定の導入を要件とする。鍵となる事業を中心に、データ連携基盤を活用して複数のサービスを連携するとともに、Well-Being指標を活用して、住民や地元事業者、域外の投資家や多様な専門人材の協力を引き出すことが求められる。

**Q2** TYPE2/3どちらの対象ともなり得ると考えられる事業については、どのように申請すればよいか。

第2版更新

**A** 申請条件や、支援内容（上限額・補助率）を踏まえて、申請者側にてどちらかを選択した上で申請いただきたい。

**Q3** TYPE2/3ではデータ連携基盤の活用が申請要件とされているが、データ連携基盤は、いつまでに構築されている必要があるか。

**A** 早期に住民に対して実際のサービスを提供するという観点から、早期にデータ連携基盤が構築されていることが望ましいが、令和5年度中にデータ連携基盤を構築できる予定となっていれば申請は可能である。

**Q4** 現在デジ田推進交付金（R3補正）TYPE2/3を活用して実施している事業を拡張するような事業について申請することは可能か。

**A** 既存の事業では地域における課題や需要に応ずることが難しいこと、既存サービスとの切り分けが可能であること、新たなサービスを行うのと同程度の拡充を行うものであること等の事情が認められる事業については、申請を妨げるものではない。ただし、単に既存の事業を継続することを目的とした申請は認められない。なお、データ連携基盤においても、新規の機能拡充や改修のみ対象となり、2つ目の基盤を新規で構築することは認めない。

**Q5** データ連携基盤は、どのように構築すればよいか。

**A** データ連携基盤については、各地方公共団体において構築いただくこととなるが、デジタル庁では、各地域におけるデータ連携基盤の構築を支援するため、データ連携基盤のコアとなるデータ仲介機能（推奨モジュール）を公開している。推奨モジュールを活用することで、コストを抑え、異なる方式の乱立を回避し相互運用性の高いデータ連携基盤の構築が可能となる。

▼[https://www.digital.go.jp/policies/digital\\_garden\\_city\\_nation/](https://www.digital.go.jp/policies/digital_garden_city_nation/)

**Q6** 共助要件に「首長によるコミットメントなどが確認できること」とあるが、これは具体的にはどのようなことを想定しているか。

第2版更新

**A** 自治体内において、今回の交付金事業を行うにあたり、「複数の事業者が連携し、サービスの生活実装に取り組む旨」を自治体内においてトップまで確認し、また何らかの形で対外的に明らかにしている（地域において作成されている計画等に記載がある）ことを想定している。

### 3.データ連携基盤活用型/マイナンバーカード高度利用型【TYPE2/3】

第2版更新

**Q7** 「複数のサービス提供事業者が異なるサービスを提供するものであること」とあるが、事業者が1つで、複数事業の場合はいかがか。

**A** 事業者が単一の場合は認められない。同一の事業者が関与している場合であっても、事業を行うにあたり地域における様々な関係者との連携が行われ、例えばフロントサービスについて別事業者が提供する場合は、共助要件を満たすものと考えられる。

**Q8** 「ビジョンに求められる主な内容」に「住民の暮らしに直結するサービスが持続可能な実装・事業化される見込みが示されていること」とあるが、民間ベースでは採算がとれないことが予測される事業の場合、現時点では具体的な記載が難しいと考えている。どの程度までの記載が求められるのか。

**A** 本交付金は、事業を単発ではなく継続的に実施することを前提とするものであることから、実施する事業について、現時点において当該事業単体では明確な採算の見通しが立たない場合には、それをカバーするための支援の枠組み（クラウドファンディングの活用など）をあわせて記載するなど、持続可能な実装・事業化に向けてどのような方策をとるか幅広く記載いただきたい。

**Q9** 「ビジョンに求められる主な内容」に「オープン性を確保し、将来的に全国展開を指向するものであること」とあるが、日本全国に向けての展開ではなく、地域性を重視したエリア展開（例えば、九州、北関東など）も含まれるのか。

**A** 広域的な展開を視野に入れていれば、必ずしも直ちに日本全国に向けての展開を意識したビジョンである必要は無い。

**Q10** 政府相互運用性フレームワーク（GIF）の詳細情報はどこにあるのか。

**A** GIFの詳細情報はデジタル庁で公表している。  
▼ [https://www.digital.go.jp/policies/data\\_strategy\\_government\\_interoperability\\_framework/](https://www.digital.go.jp/policies/data_strategy_government_interoperability_framework/)  
なお、GIFの研修のビデオ教材を提供しているため、当該ビデオ教材も活用いただきたい。  
▼ <https://www.youtube.com/watch?v=JpK2c9b1N3g>

**Q11** 「データ連携」とはどのようなものか。

**A** データ連携とは、外部連携やオープンインターフェースを活用して複数のデータをつなぎ合わせることで、新たなデータの作成や、これを利用してサービスを提供したり、業務を行ったりすることにより、サービスや業務の質の向上、効率化を実現する等の付加価値を生み出すものである。

## 4. マイナンバーカード利用横展開事例創出型

第2版更新

**Q1** 証明書等のコンビニ交付を実現するだけの事業でも申請が可能か。

**A** 既に多くの地域で実装されている、コンビニ交付などの取組のみを行う事業については、マイナンバーカード利用横展開事例創出型において積極的に横展開を推進すべき取組ではないと判断される可能性がある。そのような取組はTYPE1で申請することを検討いただきたい。なお、マイナンバーカード利用横展開事例創出型については、原則として事前相談を行っていただくこととしており、横展開事例としてのモデル性については、事前相談においても御相談いただきたい。

**Q2** マイナンバーカード利用横展開事例創出型について、1つの団体から複数の事業を申請することは可能か。

**A** 複数の横展開に資するマイナンバーカードの新規用途開拓を行う場合は、複数事業の申請も可能とする。ただし、合理的な事業単位を検討することとし、1つの事業としてまとめることが適当な事業については、基本的に1つの事業としてまとめて申請いただきたい。

**Q3** マイナンバーカード利用横展開事例創出型について、複数のサービス提供事業者が異なるサービスを提供するような事業として申請することは可能か。

**A** 複数のサービス提供事業者が異なるサービスを提供するような事業を1つの事業として申請することは可能である。申請に当たっては、合理的な事業単位を検討することとし、1つの事業としてまとめることが適当な事業については、基本的に1つの事業としてまとめて申請いただきたい。

## 5.その他

- Q1** 地方創生推進タイプ（Society5.0型）のR4年度以前に採択された事業（継続事業）についても、マイナンバーカードの交付率が申請要件となるか。
- A** 地方創生推進タイプ（Society5.0型）について、マイナンバーカード交付率の申請要件はR5年度新規採択分から適用され、R4年度以前に採択された事業の継続分については適用されない。
- Q2** デジタル実装タイプと地方創生推進タイプ（従来の地方創生推進交付金）との違いは何か。従来は地方創生推進交付金を活用して実施していたデジタル関連以外の事業への支援はなくなるのか。
- A** デジタル実装タイプは、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて取り組む地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要なハード／ソフト経費を単年度に限り支援するもの。これに対し、地方創生推進タイプ（従来の地方創生推進交付金）は地域再生法に基づく法定交付金として、地方のニーズや意見等を踏まえつつ地域再生計画に記載された先導的な取組等を安定的かつ継続的に支援する枠組みを維持してきたものであり、本交付金の骨格を大きく変更することは想定していない。
- Q3** 地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）とデジタル実装タイプの双方の要件を満たすと考えられる事業はどちらで申請を行うべきか。
- A** 地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）は、地方公共団体が地方版総合戦略に基づき行う先導的なソフト事業を複数年に渡り支援するものであるが、デジタル実装タイプは地方公共団体が他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速な横展開等を行うハード及びソフト事業を単年度に限り支援するものである。両者は対象事業・目的とも異なるものであり、仮に双方の要件を満たす場合には、どちらのタイプで申請を行うかは、地方公共団体においていずれかを適宜選択可能である。



# デジタル田園都市国家構想

DIGIDEN

<制度全般についての問合せ>

内閣府地方創生推進室／内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

担当：小野、鈴木、小林（担当参事官：飯嶋 威夫）

電話：03-6257-3889 Eメール：[digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp](mailto:digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp)

<デジタル実装タイプTYPE2/3/マイナンバーカード利用横展開事例創出型のモデル性等についての問合せ>

デジタル庁 国民向けサービスグループ

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル実装タイプTYPE2/3/マイナンバーカード利用横展開事例創出型担当

担当：佐々、佐藤、鈴木、堀、渡邊（担当参事官：吉田 恭子）

電話：03-6872-6250 Eメール：[dd-type2.3@digital.go.jp](mailto:dd-type2.3@digital.go.jp)

※情報、回答の統一的整理のため、原則メールでの問い合わせをお願いします。